

# 令和4年度高等学校等給付奨学生の臨時募集について

公益財団法人日本教育公務員弘済会栃木支部

新型コロナウイルス感染症の影響及び世界規模での物価高騰が続く現下の経済情勢において、経済困難等の事由により学資金の支払いが困難な生徒に対し、当会の使命と役割の一つである「青少年の健全育成をなし、わが国の教育振興に寄与する」目的から、昨年度に引き続き、下記により給付奨学生の臨時募集を行います。

## 1 応募資格

栃木県内の高等学校（全日制・定時制・通信制）・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部・高等特別支援学校に在籍する生徒、及び高等専門学校第1・2・3学年に在籍する生徒。

ただし、令和4年4月14日付文書による給付奨学生募集において、既に奨学金を給付された生徒については、臨時募集の対象外とする。

## 2 応募の条件

家庭の事情により、学業を修めるのに経済的な援助が必要と認められ、かつ向学心に富み、校長の推薦を受けた生徒。学年は問わない。

## 3 給付の内容

- (1) 給付金額 一人に対し 50,000円
- (2) 募集人数 各学校1課程（全日制・定時制・通信制）につき1名

## 4 応募の手続き

- (1) 提出書類
  - ①給付奨学生(臨時)申請書・・・<生徒・保護者(親権者)が作成>  
(「学校生活や奨学金の使途について」欄は、給付を希望する生徒が、今後の学校生活への取り組み、奨学金の使い途を記入する。)
  - ②給付奨学生(臨時)推薦書・・・<校長が作成>  
(「学資金の支払いが困難な状況」欄には、生徒の家庭の経済状況、「学業への取組状況」欄には、学習への取り組みや、学校生活全般の状況を記入する。)
  - ③給付奨学金銀行振込依頼書・・・<生徒・保護者(親権者)が作成>
- (2) 提出期限 令和4年11月25日(金)必着
- (3) 提出先 〒320-0066 宇都宮市駒生1丁目1番6号 教育会館内  
公益財団法人日本教育公務員弘済会栃木支部 宛

## 5 奨学生の選考及び決定

- (1) 栃木支部の教育振興事業選考委員会において、下記の選考基準により選考を行う。
  - ①給付の必要性 推薦書等に、給付の必要性が認められるか。
  - ②修学意欲 学習や学校生活への意欲が認められるか。
  - ③奨学金の使途 奨学金の使途が適正であるか。
- (2) 選考委員会の選考を経て支部長が決定する。結果は、校長を通して本人に通知する。

## 6 奨学金の給付方法

- (1) 奨学金は保護者(親権者)名義の口座に振り込む。
- (2) 給付の時期は、12月下旬の予定。

## 7 成果報告書の提出

奨学金の給付を受けた生徒は、奨学金支出後速やかに、給付奨学生(臨時)成果報告書(選考結果の通知の際に同封)を弘済会栃木支部に提出する。

## 8 奨学金の返還

原則として返還の必要はない。ただし、下記のいずれかに該当した場合には、既に給付した奨学金の全額又は一部の返還を請求することがある。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により給付を受けたとき
- (2) 休学、退学または留年が適当でないとき
- (3) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (4) 奨学生としてふさわしくない行為があったとき

### ※ 個人情報の取り扱い

- ・応募書類等に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・個人情報は安全に管理します。

### 申請、報告関係の提出先及び問い合わせ

公益財団法人 日本教育公務員弘済会栃木支部

〒320-0066 宇都宮市駒生1丁目1番6号

TEL 028-622-4110 FAX 028-627-5263